

2014 年 2 月 18 日

内閣総理大臣 安倍 晋三様
防衛大臣 小野寺 五典 様

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子
實生 律子
山口みつ子

憲法 9 条に違反する集団的自衛権行使につよく反対する

安倍首相は 2 月 5 日の参院予算委員会で、集団的自衛権の行使容認について「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能だ。憲法改正が必要だという指摘は当たらない」と述べ、憲法解釈の変更によって行使を認めうるとの考えを明らかにしました。(民主党の羽田雄一郎議員への答弁)

安倍首相は 1 月 6 日の年頭記者会見では、「解釈の変更や改正に向けて国民的な議論をさらに深めていく」と発言、解釈会見と明文改憲の両にらみで推進することを表明していましたが、今回の答弁は、政府が憲法改定の手続きを経ることなく、解釈の変更で集団的自衛権を行使できるようにするという方針を明らかにしたものです。

集団的自衛権とは自国が攻撃を受けていないのに、密接な関係にある国への「攻撃」を口実に武力行使に踏み切ることを可能にするもので、「海外で戦争する」国づくりの要となるものです。これは「二度と戦争をしない」「そのための武力を持たない、行使をしない」と決めた憲法 9 条に明らかに違反します。「平等、開発、平和」を掲げ行動する国際婦人年連絡会として断じて許すわけにはいきません。つよく反対します。

政府は、集団的自衛権行使の解禁を議論している「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)が 4 月にも提出する予定の報告書を踏まえて、与党内の調整に入り、秋の臨時国会には具体的な立法化を推進しようとしています。

こうした動きに対し、中国や韓国をはじめとする国際的な批判は免れません。何よりも平和・民主主義をつよく願う日本中の国民、女性との激しい矛盾を引き起こすことは間違いありません。

政府の「海外で戦争する」国づくりのうごきに重ねて反対を表明し、以下のことを要望します。

記

1、憲法違反の集団的自衛権の行使容認をやめること